

### 第3期堺市消費者基本計画（案）についてのご意見の要旨と本市の考え方

	ご意見の要旨	市の考え方
○	計画全体について	
1	<p>「消費生活の安全・安心の確保」のためにも、堺市は大阪市とは合併せずに、独自性や地域密着を基本理念の中に、盛り込んでほしい。</p>	<p>本市では、堺市消費生活条例において、消費者の権利を明記し、消費者施策の推進に当たっては、消費者の権利の尊重と消費者の自立支援を基本とする旨を基本理念と定めています。</p> <p>今後もこの基本理念や本計画に基づき、市民の安全で安心な消費生活が確保されるよう、市として着実に消費者行政を推進します。</p>
2	<p>一般社団法人日本新聞協会に加盟する全ての全国紙・ブロック紙・地方紙では、苦情相談に関する窓口の充実、新聞公正競争規約や新聞購読契約に関するガイドラインに基づいた迅速な苦情相談の解決等の取組を通じて、共同して諸問題の解決に対してさまざまな自浄努力に力を注いでいるところである。</p> <p>また、消費者保護支援活動の観点では、堺市において1,500名以上のスタッフが日々の配達業務等を通じて長時間にわたり、街全体の見守り活動に従事しているところである。</p> <p>本取組は計画案にも盛り込まれている高齢者や障害者に対する「地域が一体となった持続可能な見守り環境の構築」に寄与する活動であると考えます。</p> <p>今後も消費者保護の理念に基づき、消費生活センターとの連携を密にしながら諸問題の解決にあたり、適切な事業活動を通じ地域見守り活動をはじめとする消費者保護支援を行ってまいるとともに、消費者保護と営業活動の自由との両立を図っていただくよう業界として引き続き行政との連携を密にし協力してまいりたい。</p>	<p>ご意見のとおり、地域が一体となった持続可能な見守り環境の構築をはじめ、消費者施策の推進に当たっては、行政だけに留まらずさまざまな主体との連携が欠かせないものであると考えています。</p> <p>今後とも国・大阪府等の関係機関や、消費者団体、事業者団体等の関係団体との緊密な連携を図り、施策の円滑な推進に努めていきます。</p>
○ 第4章 計画推進のための施策		
《基本目標1 消費生活の安全・安心の確保》		
3	<p>「(1) 危害等の防止」の「② 住まいの安全性の確保」について (P. 43)</p> <p>市内で着工される建築物に対し、建築基準法（以下、「法」という）に基づき、中間検査や完了検査などを的確に実施し、適法性・安全性の確保を図ることを目的として、施策に「建築物の適法性・安全性の確保」の追加が必要ではないか。</p> <p>大阪府建築士会のホームページによれば、大阪府全体の完了検査実施率は約95%であり、法で定められた手続きであるにもかかわらず、100%でないことは完了検査の本来の性格からすれば十分とは言えない状況である。</p>	<p>本市では、大阪府内の特定行政庁や指定確認検査機関等で構成される大阪府建築行政マネジメント推進協議会が、令和2年7月に策定した「大阪府建築行政マネジメント計画（第2次）」に基づき、建築基準法・建築士法を運用し、同計画に基づく取組を推進することで、建築行政の実効性確保に努めているところです。</p> <p>いただいたご意見については、関係課と共有のうえ、引き続き「適正・円滑な建築確認審査等の実施」及び「中間・完了検査の確実な実施」の確保に向け、特定行政庁や指定確認検査機関等と連携し、指導・周知啓発等の取組を実施していきます。</p>

### 第3期堺市消費者基本計画（案）についてのご意見の要旨と本市の考え方

	ご意見の要旨	市の考え方				
	<p>したがって、住宅の確認申請において、法等に基づく厳格な審査を行い、また中間検査及び完了検査の100%実施をめざすことで法的確な運用を図る必要があると考える。</p> <p>このことは、基本目標1「消費生活の安全・安心の確保」の「(1) 危害等の防止」を図ることに資するもので、法令順守のための啓発・指導の観点から見ても、重点施策としている「(3) 取引の適正化」に合致するものである。</p>					
4	<p>「(3) 取引の適正化」の「③ 不招請勧誘への対応」について (P. 48)</p> <p>近年、各地の自治体で訪問販売を規制する動きが広がっており、悪質業者を排除する取組が重要だという認識は共有しているが、「訪問販売＝悪質」という前提での対応には懸念を覚える。</p> <p>特に「訪問販売お断り」と書いたステッカー等を貼ってある家庭には営業できないようにする条例などに基づく動きは誠に遺憾である。</p> <p>新聞は戸別配達制度により、自宅に居ながらにして主要な情報を得ることができるという点で、大多数の市民の知る権利を実効的に保障しており、まさに国民の知る権利・知る自由に応える民主主義の支柱であると自負するところである。また、これを支える新聞販売店の果たす意義は大きいものである。</p> <p>一般社団法人日本新聞協会によると、令和元(2019)年10月時点で全国にある約1万5000店の新聞販売所で約27万人が働いており、その健全な事業活動が委縮すれば、地域の経済や雇用に打撃を与えかねず、また、新聞販売店の多くが地域社会の一員として防犯や見守りの活動に協力しているところ、地元で安定・安心をもたらしてきた役割も失いかねないものである。</p> <p>また、これまでに新聞販売店においては、大阪府警と連携して地域における犯罪抑止や高齢者を狙った特殊詐欺被害の防止の取組を進めるなどし、見守り活動の推進を目的とした協定を大阪府と締結したほか、堺市においても防犯活動に協力したとして警察署より感謝状を贈られるなど、さまざまな地域貢献に取り組んできたところである。</p> <p>こうした長年にわたる活動を考慮していたければ、計画案に記載されている「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）」</p>	<p>○ 堺市消費生活条例における規定について</p> <p>本市では、堺市消費生活条例第26条において、以下のとおり不当な取引行為の禁止について規定しています（一部抜粋記載）。</p> <p style="text-align: center;">（不当な取引行為の禁止）</p> <p>第26条 事業者は、消費者との間で行う取引に関し、次の各号のいずれかに該当する行為であつて規則で定める行為をしてはならない。</p> <p>(1) 消費者に対し、不実を告げ、商品等に関する重要な情報を提供せず、若しくは誤信を招く情報を影響し、威迫し、心理的に不安な状態に陥れる等の不当な方法で、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>また、同条例施行規則第10条において、以下のとおり不当な取引行為の内容を具体的に規定しています（一部抜粋記載）。</p> <p style="text-align: center;">（不当な取引行為）</p> <p>第10条 条例第26条の規則で定める行為は、別表に掲げるものとする。</p> <p>別表（第10条関係）</p> <table border="1" data-bbox="853 1422 1412 1892"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>行為</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例第26条第1号に規定する行為</td> <td>12 拒絶している者への勧誘等 (1) 消費者が住居等に貼り紙その他の方法をもって拒絶の意思を表示しているにもかかわらず、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 (2) その他消費者が拒絶の意思を有していることが明らかであるにもかかわらず、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</td> </tr> </tbody> </table> <p>本条例における上記規定の趣旨は、消費者の意向を無視し、消費者が希望しないにもかかわらず不意打ちで勧誘すること（以下、「不招請勧誘」という。）を禁止するものであつて、</p>	区分	行為	条例第26条第1号に規定する行為	12 拒絶している者への勧誘等 (1) 消費者が住居等に貼り紙その他の方法をもって拒絶の意思を表示しているにもかかわらず、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 (2) その他消費者が拒絶の意思を有していることが明らかであるにもかかわらず、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
区分	行為					
条例第26条第1号に規定する行為	12 拒絶している者への勧誘等 (1) 消費者が住居等に貼り紙その他の方法をもって拒絶の意思を表示しているにもかかわらず、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 (2) その他消費者が拒絶の意思を有していることが明らかであるにもかかわらず、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為					

### 第3期堺市消費者基本計画（案）についてのご意見の要旨と本市の考え方

ご意見の要旨	市の考え方
<p>の構成員としての役割を十分に担えるものとする。</p> <p>行政と連携して社会的・公共的な役割を果たしている新聞業界の取組を踏まえていただくとともに、新聞業界を含む健全な事業者から直接ヒアリングを行うなど丁寧に実態を把握していただくことが是非必要と考える。</p>	<p>事業者による一切の営業活動や宣伝等の行為を一時的に禁止するものではないことから、消費者の商品選択の機会是不招請勧誘の禁止により妨げられることにはならないものと考えます。</p> <p>したがって、訪問販売が悪質なものと捉え、新聞の訪問販売を悪質業者と同列に排除しようとする動きには合致しないものと考えます。</p> <p>○ <u>訪問販売お断りシールの解釈等について</u> 平成21年12月10日消費者庁取引・物価対策課が公表した「改正特定商取引法における再勧誘禁止規定と「訪問販売お断り」等の張り紙・シール等について」では、以下のとおり見解が示されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 特定商取引法第3条の2第2項において、事業者は消費者に対して勧誘を受ける意思の確認を行い、契約を締結しない旨の意思表示があった場合には、再度の勧誘をしてはならないとする再勧誘禁止規定を設けている。</li> <li>➤ 「訪問販売お断り」と記載された張り紙・シール等を貼っておくことは、意思表示の対象や内容、表示の主体や表示時期等が必ずしも明瞭でないため、上記の特定商取引法における「契約を締結しない旨の意思」の表示には当たらない。</li> <li>➤ 他方で、地方自治体が条例を制定し、張り紙・シール等を貼ることにより訪問販売の来訪を望まない旨を明らかにする取組は、地域の消費者トラブルを防ぐための有効な手段であり、特定商取引法における再勧誘禁止規定の解釈によって何ら影響をうけるものではなく、特定商取引法と相互に補完し合うものとする。</li> <li>➤ また、張り紙・シール等がある場合には、事業者は商道德として、消費者の意思を当然尊重する必要があるものとする。</li> </ul> <p>こうした考え方を踏まえ、本市では、消費者による商品選択の機会の確保及び事業者による営業の自由の確保に配慮し、「すべての訪問販売を断る意思表示をするもの」と、「悪質な訪問販売のみを対象として断る意思表示をするもの」の2種類の訪問販売お断りシールを</p>

### 第3期堺市消費者基本計画（案）についてのご意見の要旨と本市の考え方

ご意見の要旨	市の考え方
	<p>作製し、消費者の意思により選択していただけるようにしています。</p> <p>○ <u>健全な事業活動に係る見解について</u>            消費者が訪問販売お断りシールを貼るなどにより示した、勧誘を拒絶する意思に反して行われる勧誘については、先述の消費者庁の指摘にもあるように商道德に反するものと考えられ、健全な事業活動の範囲を逸脱するものと考えます。            このような行為を本市では、不当な取引行為にあたるとして禁止しており、適正に行われる事業活動まで一律的に禁止するものではないと考えます。            したがって、条例において規制を設けることは、健全な事業活動を阻害し、委縮を招くものではないと考えます。</p> <p>○ <u>地域における見守り活動に係る見解について</u>            ご意見のとおり、地域における見守り活動に対して事業者の皆さまが果たす役割は大変大きいものと認識しており、行政による取組だけで成り立つものではありません。            今後とも消費者ならびに事業者の双方にとって安全で安心な消費生活の実現に向け、関係機関や関係団体等との緊密な連携を図り、消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の構築など、施策の円滑な推進に努めていきます。</p>
<p>《基本目標2 消費者の自立支援》</p>	
<p>5 「(1) <u>消費者教育・啓発の推進【消費者教育推進計画】</u>」について (P. 50～)</p> <p>「消費者教育」の中核を担うはずの教育関係機関において、ブラックとも言うべき劣悪な労働状況であり、消費者教育を行うにはほど遠い状況である。</p> <p>絵に描いた餅にならないよう、消費者教育枠の教員増員を計画し、小学校少人数学級の推進や中学校社会科教員の増員を行うべきではないか。</p> <p>具体的に計画へ明記することで、市としての消費者教育への本気度がアップし、市長や教育委員会のやる気も見えてくるのではないか。</p>	<p>ご意見のとおり、消費者教育の推進に当たっては、内容の充実に加え、適切な教育環境の整備が重要であると考えています。</p> <p>いただいたご意見については、関係課と共有のうえ今後の参考とさせていただきます、本計画に基づき、消費者教育をより一層推進していきます。</p>

※いただいたご意見は、適宜整理し、要約しています。